

(目的)

第1条 この規程は、消防業務の運営について、消防職員の創意工夫による改善に関する自由な提案を求め、もって消防行政の能率向上と士気の昂揚を図ることを目的とする。

(提案の内容)

第2条 提案は、消防業務の改善に関するもので次の各号の一以上に該当するものでなければならない。

- (1) 市民に対するサービスが向上するもの。
- (2) 業務の能率が向上するもの。
- (3) 機械器具等の開発改良。
- (4) 事故または災害の防止等に役立つもの。
- (5) 経費が節減されるもの。
- (6) その他有益な改善になるもの。

(提案者の資格)

第3条 消防職員は、単独または2人以上共同で提案することができる。

(提案の方法)

第4条 提案しようとするものは、提案票(別記様式)に所要事項を具体的に記入し、必要に応じ、参考資料を添えて庶務課庶務係へ提出するものとする。

(提案の審査)

第5条 提案は、その改善の効果、実現性、適用の範囲および創造性の程度を考慮して毎月審査するものとする。

(提案の決定)

第6条 審査の結果、消防長は次の各号のいずれかに提案を決定するものとする。

- (1) 採用 採用実施が適当と認められるもの。
- (2) 留保 研究課題とするもの。
- (3) 参考 有益であり参考とするもの。
- (4) 不採用 採用する余地がないもの。

2 庶務課庶務係長は、提案の決定を提案者に通知しなければならない。  
(ほう賞)

第7条 消防長は、採用と決定した提案者をほう賞する。

2 消防長は、留保または参考となった提案であつても、その努力が顕著であると認められるもの、またはその貢献の程度によりほう賞することができる。

(提案の発表)

第8条 採用、留保または参考に決定した提案については、その内容および提案者を発表する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は消防長が定める。

附 則 (昭和44年6月22日消防本部訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日消防本部訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日消防本部訓令第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式

提 案 票

提案件名			
所属	職	氏名	受理年月日
		受理番号	
現 在 の 方 法		提 案 (新しい方法)	
提案の効果 (箇条書とする)			

備 考

- 1 1件1枚とし，説明が2枚以上になるときは両面けい紙に続けること。
- 2 必要に応じ，略図その他の資料を添付すること。
- 3 説明は具体的に記入すること。